

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（若年定年退職者給付金を支給する者の範囲） 第二十条 法第二十七条の二第一項に規定する自衛官（自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。以下この条及び第二十四条において同じ。）としての在職期間が二十年以上である者に準ずる者として政令で定める者は、次に掲げる期間を自衛官としての在職期間とみなして計算した自衛官としての在職期間が二十年以上となる者とする。 一 自衛官がその者の事情によらないで、又は任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じて、自衛官以外の者となり、その後再び自衛官となり退職した場合における当該自衛官以外の者となつていた期間 二 法第二十七条の二第二号に該当する者の退職の日から同日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日までの期間 2 前項の規定による自衛官としての在職期間の計算は、自衛官となつた日から自衛官を退職した日までの期間（当該期間が二以上	（若年定年退職者給付金を支給する者の範囲） 第二十条 法第二十七条の二に規定する自衛官（自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。）としての引き続きいた在職期間が二十年以上である者に準ずる者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 自衛官がその者の事情によらないで、又は任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて、引き続き自衛官以外の者となり、更に引き続き再び自衛官となり退職した場合において、当該自衛官以外の者となつていた期間を自衛官としての在職期間とみなして計算した自衛官（自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十四条において同じ。）としての引き続きいた在職期間が二十年以上となる者 二 法第二十七条の二第二号に該当する者が退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日まで自衛官として引き続き在職していたものと仮定した場合において、自衛官としての引き続きいた在職期間が二十年以上となる者 （新設）

あるときは、これらの期間を合算した期間」と、同項第一号に掲げる期間（当該期間が二以上あるときは、これらの期間を合算した期間）又は同項第二号に掲げる期間を合算して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、初めて自衛官となつた日から当該各号に定める日（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める日のうち最も遅い日）までの期間（自衛官であつた期間及び同項第一号に掲げる期間に限る。）を除くものとする。

一 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられ、自衛隊法その他の法令の規定により失職した場合その失職した日

二 在職期間中の行為に関し自衛隊法その他の法令の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けた場合その処分を受けた日

3 | 法第二十七条の二第一項第二号ハに規定する政令で定める者は、任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職を職員の配置等の事務の都合により退職した者とする。

（若年定年退職者給付金の額の算定の基礎となる俸給月額等）

第二十一条 法第二十七条の三第二項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる若年定年退職者（法第二十七条の二第一項に規定する若年定年退職者をいう。以下同じ。）とし、法第二十七条の三第二項に規定する政令で定める俸給月額は、それぞれ当該各号に定める俸給月額とする。

一・二 （略）

2 | 法第二十七条の二第二号ハに規定する政令で定める者は、任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職を職員の配置等の事務の都合により退職した者とする。

（若年定年退職者給付金の額の算定の基礎となる俸給月額等）

第二十一条 法第二十七条の三第二項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる若年定年退職者（法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。以下同じ。）とし、同項に規定する政令で定める俸給月額は、それぞれ当該各号に定める俸給月額とする。

一・二 （略）

(勤務延長者に係る若年定年退職者給付金の調整)

第二十三条 法第二十七条の第三項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる勤務延長月数（退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日の翌日の属する月の翌月からその者の退職した日の属する月までの月数をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該若年定年退職者の退職した日が自衛官以外の職員の定年（法第二十七条の二第一項第一号に規定する自衛官以外の職員の定年をいう。第二十四条の三第一号において同じ。）に達する日の翌日以後である場合にあつては、その者に係る算定基礎期間の年数を基礎として法第二十七条の三第二項の規定により計算した第一回目の給付金又は第二回目の給付金の額に相当する額（以下この条において「調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額」という。）とする。

一 三 （略）

(退職の日に昇任した者の定年)

第二十四条の五 退職の日に昇任したためその定年に変更があつた自衛官に対する法第二十七条の二第一項第二号及び第二十七条の三第二項の規定の適用については、その者の定年は、その昇任前の階級について定められている年齢とする。

附 則

1 13 （略）

14 法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のう

(勤務延長者に係る若年定年退職者給付金の調整)

第二十三条 法第二十七条の第三項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる勤務延長月数（退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日の翌日の属する月の翌月からその者の退職した日の属する月までの月数をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該若年定年退職者の退職した日が自衛官以外の職員の定年（法第二十七条の二第一号に規定する自衛官以外の職員の定年をいう。第二十四条の三第一号において同じ。）に達する日の翌日以後である場合にあつては、その者に係る算定基礎期間の年数を基礎として法第二十七条の三第二項の規定により計算した第一回目の給付金又は第二回目の給付金の額に相当する額（以下この条において「調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額」という。）とする。

一 三 （略）

(退職の日に昇任した者の定年)

第二十四条の五 退職の日に昇任したためその定年に変更があつた自衛官に対する法第二十七条の二第二号及び第二十七条の三第二項の規定の適用については、その者の定年は、その昇任前の階級について定められている年齢とする。

附 則

1 13 （略）

14 法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のう

ち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係るものに対する第二十二条、第二十三条、第二十四条の二、第二十四条の三第一号及び第二十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第二十三条	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	当該若年定年退職者の退職した日が自衛官以外の職員の定年(法第二十七条の二第一項第一号に規定する自衛官以外の職員の定年をいう。第二十四条の三第一号において同じ。)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	その者の退職した日がその者の年齢六十年	(略)	(略)	(略)

15 法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のう

ち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係るものに対する第二十二条、第二十三条、第二十四条の二、第二十四条の三第一号及び第二十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第二十三条	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	当該若年定年退職者の退職した日が自衛官以外の職員の定年(法第二十七条の二第一号に規定する自衛官以外の職員の定年をいう。第二十四条の三第一号において同じ。)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	その者の退職した日がその者の年齢六十年	(略)	(略)	(略)

15 法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のう

ち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十二条から第二十四条の二まで及び第二十四条の三第一号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第二十三条			(略)
(略)	(略)	第二十七条の二第一項第一号	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一項第一号	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

16 法附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二の規定により支給される給付金に対する第二十二条から第二十四条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

ち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十二条から第二十四条の二まで及び第二十四条の三第一号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第二十三条			(略)
(略)	(略)	第二十七条の二第一号	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一号	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

16 法附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二の規定により支給される給付金に対する第二十二条から第二十四条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

17 (略)	(略)	第二十三条	
	(略)	(略)	第二十七条の二第一 項第一号
	(略)	(略)	附則第十三項の規定に より読み替えて適用す る法第二十七条の二第 一項第一号

17 (略)	(略)	第二十三条	
	(略)	(略)	第二十七条の二第一 号
	(略)	(略)	附則第十三項の規定に より読み替えて適用す る法第二十七条の二第 一項第一号